

様式 2

不利益処分に係る処分基準

| | | |
|------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | 生活困窮者住居確保給付金に係る不正利得の徴収 |
| 根拠条例・規則等名 | | ①生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号） ②さいたま市福祉事務所長事務委任規則（平成 15 年さいたま市規則第 43 号） |
| 条 項 | | ①第 18 条 ②第 6 条第 53 条 |
| 所 管 部 課 | | 区役所 健康福祉部 福祉課 |
| 処 分 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 福祉事務所長は、偽りその他不正の手段により生活困窮者住居確保給付金の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた生活困窮者住居確保給付金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。 |
| | 設定等年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日設定 平成 30 年 10 月 1 日最終改正 |
| 備 考 | | |